川崎市麻生区公告第69号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、 その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112 条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月20日

川崎市麻生区長 東 哲也

(別紙省略)